

下呂市公園整備計画(地域期) ～第3ステージ パークマネジメント編～(案)



令和8年3月
下呂市



目次

第1章 はじめに 1
1-1 背景	
1-2 公園緑地整備検討協議会	
1-3 下呂市公園整備計画（子ども期）第1ステージ～遊具整備編～	
1-4 下呂市公園整備計画（バランス期）第2ステージ～多様な活用編～	
1-5 下呂市公園整備計画（バランス期）第2ステージ～暑さ対策編～	
第2章 第3ステージへの引き継ぎ事項 6
2-1 前計画からの引き継ぎ	
2-2 公園整備の方針	
2-3 公園設備の整備	
第3章 地域公園のパークマネジメント 7
3-1 地域公園	
3-2 地域公園の管理の実態	
3-3 地域における管理の意識	
3-4 下呂市内で動き始めた市民主体の公園づくり事例	
3-5 地域公園への市の関わり方「公共と私の間にある『コモン（共有）』としての公園」	
3-6 地域公園のパークマネジメント	
3-7 パークマネジメントへの市民参画を促進するためのインセンティブ	
3-8 地域公園に対するパークマネジメントの実施に向けて	
3-9 パークマネジメント編に関する協議の過程	
3-10 資料：下呂市内の公園一覧（令和3年度調査）	
第4章 下呂市公園整備計画（第1ステージ～第3ステージのまとめ） 27
4-1 拠点公園の整備	
4-2 拠点公園の管理	
4-3 地域公園の管理	
4-4 これからの公園の活用にあたって	
委員名簿 28

第1章 はじめに

1-1. 背景

公園・緑地は、地域に活力とゆとりを与える潤いの場であるとともに、災害時の避難場所など、多様な面において生活を支える重要な施設です。下呂市の公園は、市町村合併前に整備された施設が殆どで、当時の社会状況やニーズにより様々な形で整備されました。

しかしながら公園整備とその在り方については、設置の目的や活用の多様性についての再検討や市役所内の横断的な取り組みなども行われることなく、施設の維持と補修のみがおこなわれてきたのが実情です。また、古くなった遊具や設備は安全性という視点から使用禁止または撤去となり、公園整備後の機能は年々低下しています。

こうした中で、市民からの公園整備に関する期待は高く、とりわけ子育て世代の潜在ニーズは非常に高いものとなっており、少子化や超高齢化社会を迎えた地域が広範囲に点在する本市において、現状の公共空間である公園の整備と活用について検討していくことは、SDGsの目標11「住み続けられるまちづくりを」にも呼応する急務な取り組みとなっています。

1-2. 公園緑地整備検討協議会

下呂市では、市内の公園の総合的な整備に関して必要な事項を協議するために、令和4年度に公園緑地整備検討協議会を設置し、公園整備の検討段階を3つのステージに分類しました。

令和4年度の公園緑地整備検討協議会（以下「第1期協議会」という。）は「下呂市公園整備計画（子ども期）～第1ステージ遊具整備編～」を策定し、令和5年度と同協議会（以下「第2期協議会」という。）は「下呂市公園整備計画（バランス期）～第2ステージ多様な活用編～」、令和6年度と同協議会（以下「第3期協議会」という。）は、気候変動による公園の暑さ対策が緊急課題であることから、第2ステージ続編として「下呂市公園整備計画（バランス期）～第2ステージ暑さ対策編～」を策定しました。

令和7年度と同協議会（以下「第4期協議会」という。）は、最終ステージとして、「下呂市公園整備計画（地域期）～第3ステージパークマネジメント編～」を策定し、本整備計画を完結しました。

■公園緑地整備検討段階の分類

第1段階 子育て期	急速に少子化が進行する中でより早く拠点公園に関するニーズや意見を集約し早期に対応するため子育て世代を中心とする。
第2段階 バランス期	拠点公園の公共空間としての多様性を加味した形で様々な形で意見が聞けるようにする。
第3段階 地域期	地域公園を中心とした検討のため地域を中心に話し合いが出来る仕組みにする。

■公園の利用区分

拠点公園		地域公園
中核公園	地区公園	
利用区分が下呂市全体の中核公園	利用区分が旧町村(地区)単位の公園	利用区分が学校区、自治会単位の公園・広場

1-3. 下呂市公園整備計画(子ども期)～第1ステージ 遊具整備編～

(1)計画の概要

令和4年度の第1期協議会では、第1ステージの子育て世代のための遊び場の充実にあたり、遊具の整備を行う拠点公園の決定(各地区またはエリアで1つ)整備する遊具の種類や規模等の決定について、市内各こども園の保護者アンケートの結果に基づいて協議し、決定しました。

■拠点公園

拠点公園	
中核公園	地区公園
利用区分が下呂市全体の公園	利用区分が旧町村(地区)単位の公園
・飛騨川公園(萩原地区公園を兼ねる)	・大島きこり公園(小坂地区) ・縄文公園(下呂地区) ・ふれあいパーク(金山地区) ・わかあゆ保育ST(馬瀬地区)

(2)飛騨川公園のインクルーシブ大型複合遊具の整備方針

飛騨川公園に整備する遊具の仕様については、下呂市第二次総合計画に「誰もが安心して暮らせる社会をつくる」と明記されていることから、障がいの有無に関わらず「誰もが遊べる」という視点を重要視したインクルーシブ遊具を整備することで、子育て世代を総合的に応援することになりました。

インクルーシブは包摂(ほうせつ)的などという意味で、これからの社会の形として、最近、多くの場面で使用されるキーワードです。下呂市では、誰もが簡単に安全で使い勝手がよく楽しめる遊具整備を実施するため、次の5つの性質を整備する遊具に求めることにしました。

- ①公平性(誰でも利用できる)
- ②簡便性(使用方法が簡単でわかりやすい)
- ③安全性(事故などの心配がない)
- ④機能性(使う上で楽に使いえたり、さまざまな機能性要素が高い)
- ⑤快適性(使いやすさと空間の確保)



遊具で遊ぶ子どもたち



飛騨川公園遊具配置図

1-4. 下呂市公園整備計画(バランス期)～第2ステージ 多様な活用編～

(1)計画の概要

令和5年度の第2期協議会では、第2ステージの地域バランスと多様な世代による多様な活用について、幅広い世代の市民が公園に愛着を持って積極的にに関わり、多様な利用によって市民の生活の質が向上することで、下呂市が市民に選ばれる、住み続けられるまちにするための仕掛けをまとめました。

【公園が持つ生活の質の向上効果(国土交通省)】

1. 環境維持・改善効果・・・生物多様性の確保、ヒートアイランドの解消等の環境改善をもたらす効果。
2. 健康・レクリエーション空間の提供効果・・・健康運動、レクリエーション等の心身の健康増進効果。
3. 景観形成効果・・・季節感を享受できる景観の提供、良好な街並みの形成効果。
4. 文化伝承効果・・・地域の文化を伝承、発信する効果。
5. 子育て・教育効果・・・子どもの健全な育成の場を提供する効果。
6. コミュニティ形成効果・・・地域のコミュニティ活動の拠点となる場、市民参画の場を提供する効果。

(2)公園に人が集まるしくみをつくる

【公園活性化のしくみづくり】

・公園での健康づくりや各種イベントに参加した方には、スマートフォン等で市の「健康ポイント」を付与するなど、公園に集まるための仕掛けをつくり、市民のコミュニティ参加を促進します。

【カフェ・マルシェ・イベントによる公園への集客】

・公園内におけるカフェやキッチンカーの営業、マルシェやイベント等の利用ノウハウをまとめてマニュアル化し、公園を活用して、食による様々な人の交流が広がる場をつくります。

【情報発信】

・SNS等を活用した小さくても魅力的な情報発信によって「公園で何やら面白いことが起きているらしい」との情報が市民に共有されていくことを狙います。

(3)公園で快適に過ごす環境をつくる

【公園の施設管理】

・日陰となる休憩所、ベンチ、ミスト装置等の暑さ対策設備を整備します。
・市部局がばらばらに管理している公園とその施設設備について一元化した台帳を作成し、公園管理計画を策定して、整備から管理運営、老朽化した施設の改修・廃止までの一貫した管理を行います。

【公園サポーターの活用】

・公園利用者の市民や地域団体等が市民有志として公園運営や管理に関わる仕組みをつくり、その活動に対して「健康ポイント」等の付与を行うなど、市民の公園運営への積極的な参加を促します。

【民間事業者との連携】

・公園にカフェ等を出店する事業者からの使用料のほか、公園内への有料広告の設置による新たな収入源の創出、企業版ふるさと納税等の民間事業者からの収入を公園管理に活用することを検討します。

1-5. 下呂市公園整備計画(バランス期)～第2ステージ 暑さ対策編～

(1) 計画の概要

令和6年度の第3期協議会では、夏場の公園で熱中症の危険性が高くなっており、年間を通して公園で快適にすごせる期間が短いことから、公園の暑さ対策を緊急課題として、公園整備方針に「暑さ対策」を追加して「下呂市公園整備計画(バランス期)～第2ステージ暑さ対策編～」を策定しました。

(2) 公園の暑さ対策

① 具体的な熱中症対策

項目	種別	内容
公園の暑さ対策	①危険を知らせる	公園管理者が利用者に暑さ指数(WBGT※)を周知する。
	②熱中症を防ぐ	ミスト設備や日陰の休憩所等を整備する。
	③重症化を防ぐ	冷房のある管理棟をクーリングシェルターとして開放する。
暑さに適応した公園整備	④暑さに適応する	水遊び場を整備して、夏場の遊び方を遊具からシフトする。
	④暑さに適応する	全天候型屋内遊技場により夏冬でも快適な遊び場を整備する。

※WBGT…環境省が気温・湿度等の組合せで発表する熱中症の危険指数。

② 暑さ対策の施設整備

種別	項目	地域
水遊びに誘導する	・遊具の一部をミスト付き遊具にする。	金山ふれあいパーク(令和6年度※繰越)
	・既存の遊具とは別に、水遊び場を設けて、夏場の遊び方をシフトする。	飛騨川公園(令和8年度以降)
全天候型屋内公園	・空き施設等を活用した全天候型屋内遊技場(屋内公園)で通年遊べる。	下呂地域(令和8年度以降)

③ 公園整備計画

【金山リバーサイドスタジアム(ふれあいパーク)】

下呂市金山町金山911番地1(公園は、金山1631番地1)

◎コンセプト「暑くても楽しいミスト付き遊具の公園」

- ・ミニプールを撤去して、ミスト付き中型複合遊具と休憩施設を整備します。
- ・秋～夏には通常の遊具として遊ぶことができ、1年中楽しめる公園になります。



遊具全景



ミスト付き遊具で遊ぶ子どもたち

【飛驒川公園】

下呂市萩原町上呂2250 番地1

◎コンセプト「大型遊具と親水遊具を暑さで使い分ける公園」

- ・令和8年度以降に公園の暑さ対策整備として実施を検討します。
- ・ベンチにミスト装置を備えた屋根付き休憩所を整備します。(令和6年度からミスト装置を試験運用)
- ・新たに床噴水・ポップアップ噴水等を備えた水遊び場(水景)を整備し、夏場には大型遊具から水遊びに遊び方をシフトします。

※既存の大型モニュメント噴水はロータリー内にあり、子どもの飛び出しによる車両事故のおそれがあることから、新たに水遊び場を設けるもの。

【飛驒川公園の暑さ対策イメージ】



ミスト付き休憩所



水遊び場(水景)

【下呂地域の公園】

公共施設・民間の空き施設等を想定(場所は未定)

◎コンセプト「全天候型で一年中いつでも遊べる公園」

- ・下呂地域の拠点公園を縄文公園から変更し、令和8年度以降に整備をめざします。
- ・公共施設・民間の空き施設等を活用して、屋内型遊技場(屋内公園)を整備します。
- ・家族連れの観光客利用を想定して、民間有料施設(市民には優待制度等で対応)も検討します。

※整備場所を含めて詳細は未定。

第2章 第3ステージへの引き継ぎ事項

2-1. 計画内容の引き継ぎについて

「下呂市公園整備計画（バランス期）～第2ステージ暑さ対策編～」において策定された計画は、第3期ステージに引き継がれています。ただし、引き継がれる内容は4-1公園整備の方針と4-7公園設備の整備とします。

2-2. 公園整備の方針(第2ステージ暑さ対策編 第4章 4-1)

1. 人口減少社会を迎えるなかで、「持続可能」な公園整備を目指す。
2. 子育て世代のための遊び場を充実する。(遊具の整備)
3. 地域バランスを確保する。
4. 暑さ対策を実施する。(暑さに適応した施設整備)
5. 地域公園の整備の方向性を示す。(管理方法や制度の検討)

2-3. 公園設備の整備(第2ステージ暑さ対策編 第4章 4-7)

内訳	令和5年度	令和6年度(繰越)	令和8年度以降	令和8年度以降
公園名	飛騨川公園	ふれあいパーク	飛騨川公園	屋内遊技場
事業費	60,423 千円	48,429 千円	50,295 千円	未定
国県支出金	10,000 千円			
一般財源	50,423 千円	48,429 千円	50,295 千円	未定

※財源はふるさと納税を原資とした基金を使用する。

※飛騨川公園は概算工費。

※大島きこり公園（小坂）及び馬瀬わかあゆ子育て・保育ステーション（馬瀬）の遊具整備は実施せず、整備時期について再度検討を行う。

第3章 地域公園のパークマネジメント

3-1. 地域公園

本整備計画において、比較的小規模な公園で、利用者が学校区や自治会単位など、利用者が限られた地域にとって身近な公園を「地域公園」として位置づけています。

地域公園は市民にとって身近なオープンスペースであり、その空間と機能は地域に大きな便益をもたらします。また、長年「地域の庭」として親しまれている公園もあり、その利活用と維持整備にあたっては地域の意向と関りが重要となります。

今後、より一層、地域公園が利活用され、地域のニーズに即した公園となるためには、公園の維持管理と運営に地域住民が参画する仕組みを市がサポートしていく必要があります。

3-2. 地域公園の管理実態

令和3年度に下呂市が調査したところ、市内の各地域には車で10分以内の範囲に大小さまざまな公園（公園的な役割の施設）があり、その数は85ヶ所に上ることがわかりました。

その内訳は、都市公園（都市計画区域に設置した公園）、その他の公園のように市が条例で定めた公園のほか、市有地に整備されているが条例に定めのない公園、公共施設等の付帯施設として整備された公園的な役割の施設、空いた市有地を地域住民が工夫して整備した公園、地域住民が民有地を提供して整備して来訪者に開放している公園など、土地の所有者や管理実態もさまざまながら、誰にでも開放されており、自由に利用することができます。

小さな公園まで含めた管理の実態は、概ね1年に1回以上は何らかの管理が行われているようですが、一方で、これらの公園の大部分が、満足な環境下にあるとはいえない状況で、遊具等は手入れされていても老朽化が著しく、建設当時のままとなっています。また、自治会等が整備した小さな公園は、地域の子どもの減少とともに、その役割を終えたものもあります。

今後、地域公園が「地域の庭」としてコミュニティの核になっていくには、これらの地域公園のあり方を地域住民が自ら考え、公園の維持管理と運営に参画する仕組みと、それを市がサポートする方法を「パークマネジメント制度」として構築していくことが必要です。

(1) 市内の公園の内訳(令和3年度調査)

地域	公園の数	市有の公園施設				その他の公園施設	
		条例に定める公園		条例に定めのない公園		地域の公園 広場など	県有地・ 不明なもの
		都市公園	その他公園	公園・広場	付帯施設		
小坂	15	0	1	11	0	3	0
萩原	31	0	4	4	5	16	2
下呂	25	2	3	1	5	9	5
金山	7	0	1	0	1	4	1
馬瀬	7	0	1	1	3	2	0
合計	85	2	10	17	14	34	8

※付帯施設には市営住宅の団地内児童公園、観光施設等に付属した芝生広場（水辺の館）等を含む。

(2)市内の公園の管理状況(令和3年度調査)

地域	公園の数	管理者			公園遊具		公園の管理状況		
		市の管理	自治会管理	その他・不明	あり	なし	A	B	C
小坂	15	11	4	0	5	10	12	3	0
萩原	31	9	14	8	17	14	12	18	1
下呂	25	10	7	8	17	8	16	8	1
金山	7	2	4	1	7	0	3	3	1
馬瀬	7	3	4	0	3	4	5	1	1
合計	85	35	33	17	49	36	48	33	4

A（優良）：定期的に管理されている様子がある。

B（良）：1年に1回は管理されている様子がある。

C（不良）：しばらく管理されていない様子がない。

(3)公園遊具の安全な管理状況(令和3年度調査)

地域	公園の数	遊具のある公園の数	遊具の安全な管理状況				公園遊具の種類
			A	B	C	不明	
小坂	15	5	0	3	1	1	ブランコ、ジャングルジム
萩原	31	17	5	8	1	3	ブランコ、滑り台、鉄棒、スプリング遊具
下呂	25	17	8	6	1	2	ブランコ、滑り台、鉄棒、スプリング遊具
金山	7	7	4	3	0	0	ブランコ
馬瀬	7	3	1	1	1	0	ブランコ、滑り台
合計	85	49	18	21	4	6	

A（使用可）：定期的に管理されている様子がある。

B（使用可）：管理されている様子はないが使用できる。

C（使用不可）：壊れている、危険。

【地域公園の一例】



3-3. 地域における管理の意識

地域公園の維持管理は自治会が主体となっている場合が多いため、地域公園の管理の意識について各自治会の区長にアンケート調査を実施しました。

(1) アンケート概要

① 回答期間

令和8年2月上旬～令和8年2月18日

② 回答率

76% (67地区 / 88地区)

③ 対象

地域名	自治会数	自治会で管理する主な公園名称
小坂	11	シャラの森、大島きこり公園、大洞和やか広場 など
萩原	22	松ヶ瀬公園、下り川公園、白山公園 など
下呂	13	わいわい広場、瀬戸公園、東上田子ども広場 など
金山	32	やまびこ広場、中切公園、田島公民館前公園 など
馬瀬	10	丸山公園、西村区広場、名丸ふれあい広場 など

(2) アンケート結果

① 自治会にある公園の管理(草刈り、清掃など)の実態

※管理している公園があると回答した自治会 35 地区対象

- ・よくできている

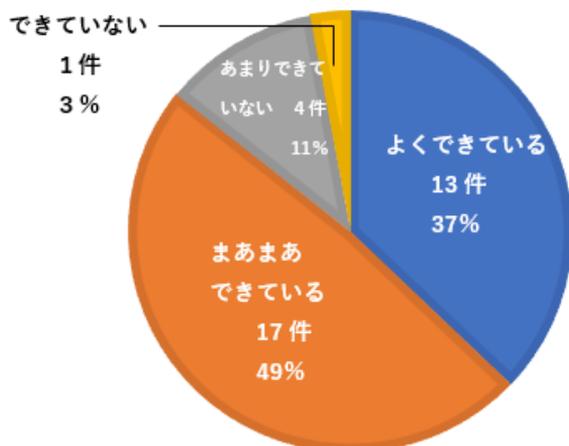
13件
- ・まあまあできている

17件
- ・あまりできていない

4件
- ・できていない

1件

■よくできている ■まあまあできている ■あまりできていない ■できていない



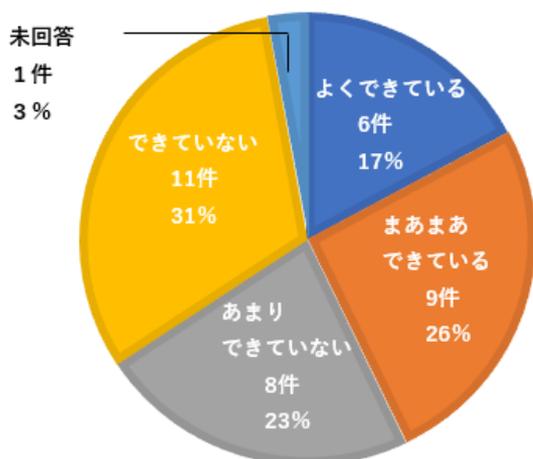
「よくできている」「まあまあできている」と回答した自治会が8割を超えており、草刈り、清掃などの手入りはよくできていると認識されています。

②自治会にある公園の運営(イベント開催など)の実態

※管理している公園があると回答した自治会 35 地区対象

- ・よくできている 6件
- ・まあまあできている 9件
- ・あまりできていない 8件
- ・できていない 11件
- ・未回答 1件

■よくできている ■まあまあできている ■あまりできていない ■できていない ■未回答



「あまりできていない」「できていない」と回答した自治会が半数を超えており、イベント等で公園を活用する運営についてはできていないと認識されています。

③運営内容(イベント開催など)

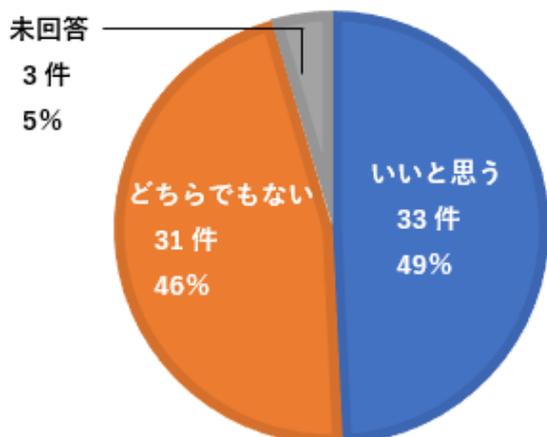
- ・夏祭り、盆踊り ・スポーツ交流会 ・花見会 ・イルミネーション ・区民イベント
- ・ペタンクやモルックなどの軽スポーツ大会 ・BBQ ・グラウンドゴルフ など

④パークマネジメント制度をどう思うか

※アンケートにパークマネジメント制度の概要説明を同封

- ・いいと思う 33件
- ・よくないと思う 0件
- ・どちらでもない 31件
- ・未回答 3件

■いいと思う ■どちらでもない ■未回答



・「よくないと思う」と答えた自治会は0件でした。
 ・「いいと思う」と回答した自治会と「どちらでもない」と回答した自治会が概ね半々で、制度について具体的にイメージできるような説明が必要だと考えます。

⑤ ④の理由

【いいと思う】

- ・維持管理、活用で地域の親睦をはかることができる。
- ・公園は必要で重要な空間。活用を連携により有効化・活性化することに意義がある。
- ・草刈りなどの維持管理の助成が必要。
- ・市や団体と協力して管理ができればよい。
- ・今後、高齢化により作業報酬を払って人員を募る予定のため、活動サポートがあればありがたい。
- ・地元だけではだんだん管理ができなくなると思うから。
- ・環境をよりよくしたいため。
- ・長く使用できるため。
- ・市と協力して維持管理ができるうえに、イベント開催で地域が盛り上がるのであればよい。
- ・地域のつながりが増進できる。
- ・利用者が自ら公共施設の維持管理をする意識が持てるのは将来継続して利用するためにいいことだと思う。
- ・市と一緒に活動できることがいいと思う。
- ・区として大切な施設であると認識できるから。
- ・高齢化により現状維持が困難になる恐れがある。
- ・市という大きな組織が力となってくれればありがたい。
- ・地域だけではなく、市との話し合い等サポートを受けられるのがいい。
- ・放置しておくわけにはいかないし、人口減少に伴い話し合いで廃止を考えていかなければならなくなる。

【どちらでもない】

- ・区で管理していて今のところ大きな問題が発生していないため。
- ・システムとしては良いが、高齢化が進行しており、市からサポートをいただいても維持管理・運営をしていく事が年々困難になると思われる。
- ・人口減少により、これ以上の活動は困難。
- ・自治会で長年維持できているので、問題なし。
- ・地域で動かしていく人が少ない、もしくははいない。
- ・集客が見込める大きな公園には良いが、小さな公園は区の管理で十分。
- ・現状との違いがわからない。
- ・実際に活動している具体例を見て判断したい。
- ・パークマネジメント制度そのものがよくわからない。
- ・協定の内容が未確定のため。
- ・いつまでも管理できるか不透明。
- ・管理している公園がないので考えようがない。
- ・娯楽をする人がいなくなった。

⑥ 地域にある公園の管理・運営についての要望

- ・遊具がある公園を新設してほしい。
- ・撤去も対象にして欲しい。
- ・遊具の管理を市にやっていただけるとありがたい。
- ・雑草対策費の補助（安全な除草剤の補助）。
- ・利用者が少なく雑草対策が大変であるうえに電気代など固定費がかかっており、高齢化する自治会では今後の運営は難しい。
- ・草刈りの作業にご協力願えるならありがたい。
- ・古い遊具があり危険なので新しく設置するなど検討をお願いしたい。
- ・高齢化で元気がないが、地域運営組織設立で人が増え活気が戻ることに期待している。
- ・景観維持のため樹木の伐採をしたいが費用がかかるため、市からの補助金を出してほしい。
- ・器具の更新や購入が出来ない。要望に対して支援をしてもらいたい。
- ・市からの助成制度の確立。
- ・設置者や管理者が責任を持って管理すべきであり、それができなければ速やかに廃止すべき。
- ・景観維持のため樹木の伐採をしたいが費用がかかるため、市からの補助金を出してほしい。
- ・トイレを和式から洋式にしてもらいたい。
- ・クマ出没注意看板の設置をお願いしたい。
- ・市から委託を受けて芝刈りをしているが、ガソリン代等維持費が必要であり増額してほしい。
- ・花壇等の整備（草刈り・植栽）について検討してほしい。
- ・未舗装の場所があり小石の飛散が管理上問題。
- ・遊具を増やしたい。
- ・トイレが欲しい。
- ・コミュニティ補助金対象額を低額設定に見直しをお願いしたい。

(3) アンケートまとめ

自治会で管理・運営している地域の公園に関して、清掃や草刈りなどの手入れはよくできているが、運営に関してはできていない自治会が多いことが分かりました。また、パークマネジメント制度について、肯定的な意見が半数を占める一方、「現状との違いがわからない。」「実際に活動している具体例を見たい。」といった、制度そのものについてイメージがわきにくいといった印象が伺えます。パークマネジメント制度を導入する前段階として、制度自体を分かりやすくイメージがしやすいようなアプローチの仕方を検討する必要があります。

(4) 活動団体と自治会の連携について

公園の管理・運営を有志メンバーによる活動団体が行っている公園に関しては、その地域の自治会と活動団体との間に、公園の管理・運営に対する意識のギャップが生じる懸念があります。活動団体のみならずその地域の自治会に対しても周知を徹底し、自治会と活動団体の間に意識の違いが生じないようにする方法を検討する必要があります。

また、活動団体と自治会の双方が公園の窓口を担うと、片方の意見のみ反映されてしまう懸念があります。双方が話し合いのうえ窓口を一本化し、常に連携が取れているような仕組みづくりも必要だと考えられます。

3-4. 下呂市内で動き始めた市民主体の公園づくり事例

(1) 白草公園

- ・所在地：下呂市御厩野
- ・公園面積：511 m²
- ・活動内容：公園遊具の整備、維持管理、子ども向けイベントの開催等

【白草公園の活動】

竹原地域のこども園統合に伴い、御厩野地区にあった白草保育園が閉園しました。

その際に、「子どもたちのために保育園跡地を活用した遊び場を整備したい」と地域の保護者が立ち上がり、「白草公園推進委員会」をつくりました。自治会を説得して下呂市コミュニティ施設等整備事業補助金を受けて、遊具の購入や自前で遊具を製作する等により公園を整備しました。

現在では、地元の御厩野区と野尻区のこども園・小学校の幼児・児童の保護者22名が白草公園推進委員会に加入しており、両自治会が維持費を負担して、草刈りや遊具点検等の維持管理をしています。

他にも、グラウンドゴルフを楽しむ高齢者の皆さんが公園の趣旨に賛同されて、花壇の整備を行っていただいています。また、消防詰所のトイレを開放するなど、地域ぐるみで公園を運営しています。

公園を盛り上げるイベントとしては、キャンドルナイトや手持ち花火大会等を企画し、今では関係者の家族だけでなく、地域の子もたちがたくさん参加しています。大人向けにはビアガーデンを開催して、公園の活動がコミュニティの核のひとつになっています。参加者からいただく参加費やバザーの売上は、公園の維持管理費用の一部に活用しています。

白草公園の今後の方向としては、いかに持続可能な活動にしていくかが課題です。そのために、公園を整備してきた第一世代から、若い保護者を中心にした第二世代への世代交代を図ります。また、「遊具の数を増やしてほしい」や「イベントを盛大にしたい」という声もいただきますが、地域住民が主体になった活動であり、無理をせずに続けられる範囲を見極めていくことも大切です。

下呂市に対しては、公園の活動を公認し、後ろ盾になっていただくことを望んでいます。地域の若い世代にとって、自治会等の場で、自分たちの活動を認めてもらうのは大変な面もあります。そこで、行政の後ろ盾により、社会的に認知された活動になることで、若い世代が動きやすくなります。また、既製品の遊具は保守点検費用がかかります。公園の草刈り等の環境整備は地域住民で行いますが、子どもたちの安全に関わる遊具管理は、市内統一で行っていただくことを考えてもらえるとありがたいです。

【白草公園】



(2)丸山公園

- ・所在地：下呂市馬瀬中切神垣内地内
- ・公園面積：10,000 m²
- ・活動内容：公園遊具の整備、維持管理、子ども向けイベントの開催等

【丸山公園の活動】

旧馬瀬中学校の周辺の里山を活用して、区内の環境整備を目的にした団体である中切里山整備隊が、手作りの木製遊具を主体とした遊び場を作っています。活動のきっかけは、メンバーの1人が所有する約1haの杉、ヒノキが倒木で家屋崩壊の危険のため皆伐したところ、展望が非常に良いため、区民の憩いの場として公園化しようとの声が上がったことでした。

中切里山整備隊が林間にジップラインとブランコの木製遊具、バーベキューができるウッドデッキ、土の上を走り回れるクロスカントリーコースなどを整備して、丸山公園と名付けました。公園の施設設備の整備は、大工経験のあるメンバーが中心になって行い、施設完成後のメンテナンスや草刈り等の維持管理活動を行っています。

馬瀬地域では希少な子どもの遊び場として、地域の子もだけでなく、最近はSNS等での情報発信を通して、家族連れが地域外からもやってきて、丸山公園で遊んでいる姿を見かけるようになりました。また、子どもたちの植樹や焚火体験、焼き芋などの森林学習を年に1回行っています。

草刈り等、環境整備を継続していくことが隊員の高齢化により困難になってきており、世代交代が課題となっています。中切里山整備隊は高齢者が中心ですが、子どもたちの保護者のような若い世代の参加はまだ少なく、地域の楽しみ方の一つとして、若い人たちにも活動に参加してほしいと考えています。

下呂市に対しては、『公園』とは公有地の上に規格品の遊具を整備するもの」という概念に捉われず、地域住民が民有地を出し合って、自分たちで地域内外の人たちに憩いの場を開放していくコミュニティの活動自体を「公園づくり」として支援していただくことを希望しています。また、ボランティア人材の確保、草刈り機や替刃、燃料代等のランニングコストに対する応援があるとありがたいです。

【丸山公園】



画像提供：中切里山整備隊

(3)大島きこり公園

- ・所在地：下呂市小坂町大島
- ・公園面積：1,857 m²
- ・活動内容：維持管理、イベントの開催等

【大島きこり公園の活動】

大島地区の住民有志グループ「夢の会」が中心になって、芝生広場、じゃぶじゃぶ池、屋外ステージから成る公園で草刈り等の維持管理活動を行い、公園を盛り上げるためにイルミネーション、夏まつり、池での魚つかみ大会などのイベントを開いてきました。

最近では、高齢者の皆さんを中心とした夢の会のほかに、地域への移住者など、若い世代を中心に公園を活用したいグループが複数あって、公園でさまざまな活動を行うようになりました。

子育て世代には、おしゃれな飲食店が近くにあったらいいなあという思いがあります。そこで、定期的にキッチンカーを呼んできて、普段と違った雰囲気での飲食を楽しめるマルシェを開催しています。

また、夏休みには腹すべり世界大会を開催して、市内外からも多くの参加者が集まるイベントになりました。きこり公園は、遊具などが「なにもない」公園だからこそ、楽しみ方の工夫次第でなんでもできる公園として、地域住民が集うコミュニティの核にしていきたいと思います。

【大島きこり公園】



(4)金山ふれあいパーク

- ・所在地：下呂市金山町金山
- ・公園面積：3,368 m²
- ・活動内容：公園整備に関する子育て世代の関わり

【金山ふれあいパークの活動】

金山ふれあいパークは、下呂市が南部の拠点公園として遊具設置など公園の再整備を行うことになりました。そこで、金山地域の子育て世代が中心になって、下呂市と遊具の種類や熱中症対策などを話し合い、ミスト付き遊具や休憩所、バリアフリートイレの整備などの方向性をつくりました。

今後は、公園指定管理者と連携しながら、公園内の広場の活用や、より多くの人たちに公園を知ってもらい、人が集まることで、ここが地域の子育て支援の場になるような公園運営などにも継続して関わっていきたいと考えています。

3-5. 地域公園への市の関わり方 「公共と私の間にある『コモン(共有)』としての公園」

(1) 公共施設としての公園の方向性について

本整備計画においては、下呂市内を北部（萩原・小坂・馬瀬）、中部（下呂）、南部（金山）に区分して遊具を中心とした拠点公園を整備することとし、飛騨川公園、金山ふれあいパーク及び下呂地域での拠点公園（未定）の順に、インクルーシブ遊具や暑さ対策を講じた遊具を整備してきました。

一方で、下呂市第三次総合計画においては、将来の本格的な人口減少社会に対応して、2040年度までに市内の公共施設の4割を削減する目標を掲げており、市有の公園も半数近くが削減される予定です。また、自治会等が維持管理する小公園・広場についても、地域の人口減少等で担い手がいなくなれば、将来的に維持することが難しいことが考えられます。

こうした状況において、市内に85ヶ所存在する大小さまざまな公園・広場は、将来までそのまま維持することはできません。そこで、今後の小公園・広場など地域公園に関する市の施策の方向性としては、前項で取り上げた事例のような地域住民による公園の維持管理や運営の活動を重視して、そうした活動ができない公園を廃止していく等の取捨選択を行っていく必要があります。

(2) オープンなコモン(開かれた共有地)

従来の公園施策は、市有地（公有地）の上に整備された公園を「公共施設」として整備・管理していくものでした。一方で、多くの地域住民は、「地域の庭」として共有する小公園・広場を含めて「公園」だと認識しており、地域公園は「公共施設」と「共有施設」に簡単に切り分けられません。

こうした地域公園を「地域の庭」として、地域住民主体で管理していくためには、「公園」という空間の性質を「公共」から「共有」、そして「私」へとグラデーションで捉え、行政はその階層ごとに役割を変えていく必要があります。

公共から私にわたる4つの視点について、行政の望ましい支援のあり方を下表に示します。このうち、地域公園は、「2. オープンなコモン（開かれた共有地）」にあたり、地域住民が主体となって管理しながらも、外部の人にも開かれた「おもてなし空間」として、公共と私の間中間的な存在だといえます。

空間の階層	空間の特徴	行政支援のあり方
1. パブリック(公共空間) ○行政の責任領域	誰にも開かれた、都市のインフラとしての側面です。	根幹的な安全の確保、遊具の法定点検、大規模修繕等の法的責任と物理的基盤の維持。
2. オープンなコモン(開かれた共有地) ○住民団体の活動領域	地域住民が主体となりつつ、外部の人にも開かれた「おもてなし」空間です。	活動の公認化と制度的バックアップ、少額の活動支援補助金や保険の負担、物品の現物支給など。
3. クローズなコモン(閉じた共有地) ○コミュニティの内側	特定のコミュニティに属する人で運営され、外部の人は入らない空間です。	「緩やかな規制緩和」と「場所の占有許可」など、運用ルールの緩やかな調整。
4. プライベート(私的空間) ○個人的な空間	個人宅の庭、有料施設、商業施設の広場などのプライベート空間です。	景観表彰など、私的な庭の維持管理のモチベーションを高めること。

(3)「オープンなコモン」に対する行政の支援の意義

本整備計画において、地域公園に対する施策を、土地の所有形態（公有・私有）に縛られず、地域住民の主体的な活動によって維持される「コモン（共有財産）」と捉え、行政による支援を検討することは、全国の公園施策においても先進的で意義深いものです。

行政にとっての「公共」と、地域住民にとっての「共有」をつなぐ「コモンに対する支援」の意義について、4つの視点で整理します。

①物理的な「所有」から、活動の「機能」への転換

従来の公園施策は、「市有地（公共施設）」であることが前提になりがちでした。しかし、地域住民にとっては、そこが誰の土地かよりも、「そこで何ができるか（機能）」が重要です。

土地が私有地であっても、地域に開かれて、清掃やイベント等が開かれているならば、そこは実質的に「公共空間」として機能しています。そこで、市の支援についても、「土地や設備の維持管理費」としてではなく、そこから生まれる「コミュニティ活動（コモンズの管理）」に対して支援の軸足を移していくことに意義があります。

②コモンズ(共有)を支える地域コミュニティの創出

パブリック（公共・行政）とプライベート（私）の間にある「地域公園」は、地域住民同士の互助や交流が生まれる、いわば「社会の余白」です。

地域住民の自由な活動ができる地域公園において、地域住民が自ら清掃や遊具づくり等に関わることで、地域に自然な見守り活動が発生し、高齢者の孤立防止や子どもの安全確保につながります。

また、「自分たちの公園」という当事者意識（オーナーシップ）が、地域に対する愛着や責任感を育てます。これは、行政が一方向的に提供するサービスでは得られない価値です。

③行政コストの最適化と持続可能性

すべての地域公園を行政が直接管理（草刈り・遊具点検等）していくことは、市の財政負担や人員不足の面から困難になりつつあります。

従来の公園管理においては、行政が施工・維持管理の全責任を負うことで均一的なサービスを提供してきましたが、今後、行政の役割を、地域のコモンズに対する伴走支援・活動助成・リスク分担などの支援に変えることで、柔軟な運用とコスト削減につなげることができます。

また、地域住民が日常的に目を配ることで、設備の劣化や不法投棄等に早期に対応でき、結果として大規模修繕のコストを抑えることが可能です。

④制度の隙間を埋める「セーフティネット」

私有地を提供してつくられた小公園や広場等は、現行制度では「私有地」として対象外になりやすいですが、実際には一時避難所などの地域防災や子育て支援の拠点になっています。

土地の所有権に関わらず、「誰に対して開かれているか（公開性）」を基準に支援を行うことで、行政の手が届かない隙間を地域コミュニティが埋めることを後押しします。

また、地域公園の維持管理に関して、地域住民同士がルールを決めて、運営を担うプロセスそのものが地域の課題解決能力を高める地域力向上のトレーニングになります。

3-6. 地域公園のパークマネジメント

(1) パークマネジメントのねらい

下呂市のように、地縁関係が深く、公有地と民有地が入り混じった空間が「地域の庭」として機能している地域においては、行政が「パブリック（市有公園）」の枠を超えて「オープンなコモン（住民主体の共有地）」を支援することは、地域の課題解決能力を高める極めて重要な施策となり得ます。

そこで、地域公園におけるパークマネジメントは、行政の役割を「施設の管理」から「地域コミュニティの伴走支援」に転換することで、地域公園の公共性を保ちつつ、地域住民の活動を通じた愛着や主体性を重ねて、持続可能な真の「地域の庭」へと進化させることをねらいとします。

(2) パークマネジメントのコンセプト

「パークマネジメントは、地域公園の土地の管理ではなく、そこにある『つながり』を支援する」

(3) パークマネジメントの支援対象

市有地・民有地を問わず、地域公園として誰にでも開かれた場所であるならば、その維持管理と運営のために行われる地域住民の活動は、公共の利益に資するものとして支援対象とします。

ただし、地域住民による維持管理と運営の活動が実施できなければ、支援対象にはなりません。

(4) 行政に求められる具体的な支援のあり方

支援の柱	支援の内容
制度の柔軟な運用	従来の「禁止事項」を並べた管理から、「どうすればやりたいことが実現できるか」を共に考える「公園活用の相談窓口」への変革。
公式認定と伴走支援	地域公園に関する管理協定などにより、市が地域住民の活動を公式認定するとともに、維持管理や運営に対する専門知識の提供などの伴走支援を行う。
小規模な予算支援	地域公園の維持管理と運営に必要な「活動交付金」を創設し、草刈り等の維持管理や地域公園に人を集めるイベント等の運営といった主体性を支援する。
リスクの分担	高木の伐採など地域住民の手に負えない工事、遊具の法定点検などの市内で統一した方がよい管理、事故が起きた際の責任分担等のガイドラインの設定。

(5) パークマネジメントへの行政の段階的な関わり方

段階	支援の内容
1. 導入期	地域公園の維持管理と運営について、地域住民の「やりたい」を引き出すワークショップの開催などを伴走支援する。
2. 展開期	地域公園の管理計画の策定や、市と地域による公園管理協定の締結を行い、市は清掃等の維持管理やイベント等の運営に係る少額支援を実施する。
3. 自立期	市は、地域が定めた自主的なルール（ローカルルール）を尊重し、2. 展開期の少額支援を行いつつ、地域公園の維持管理と運営への技術的サポートを行う。
4. 終了期	地域公園としての役割を終え、地域で施設の廃止・撤去等についての合意が得られた施設について、撤去費用等の支援について市と地域が協議する。

(6)パークマネジメントの支援の方向性

市がパークマネジメントによりオープンなコモンを支援する最大の意義は、「地域住民が自分たちの環境を自分たちで決定できる」という自信を育むことにあります。

行政が直接的に手を出しすぎると、地域住民の当事者意識（オーナーシップ）が薄れ、単なる「行政の下請け管理」になってしまいます。そこで、オープンなコモンを維持管理する地域住民の負担を軽減しつつ、活動の質を高めるために、「地域公園に関する困りごとにそっと手を差し伸べる」距離感で、地域コミュニティを強化する支援策を構築します。

①「公共的空間」としての公式認定と伴走支援

地域公園のパークマネジメントを実施する地域コミュニティに対しては、私有地であっても、誰にでも開放されている空間であれば、その維持管理と運営に関する協定を締結することで、市が活動を公認する仕組みを設けます。

この公式認定にあたっては、地域公園の維持管理と運営に関する計画の策定を条件としますが、市は、地域コミュニティに対して専門知識の提供やワークショップの開催などを伴走支援します。

②「活動のプロセス」に関する財政支援

市と地域団体等が結んだ協定に基づき、市は、単なる地域公園に対する維持管理費用の支給ではなく、地域コミュニティが活性化する仕掛けを支援することとします。

できる限り簡素な手続きにより、草刈りや遊具の点検などに掛かる費用のほか、地域公園に人を集めるためのイベントの開催等の運営に対しても少額の財政支援ができる仕組みを構築します。

また、活動の評価にあたっては、「きれいに清掃されているか」だけでなく、「新たな参加者が増えているか」「多世代が交流したか」といった評価指標を設けて、活動意欲を高めるものとします。

③高度な管理が要求される事業への支援

地域公園を維持管理する上で、地域コミュニティの活動では手に負えない高度な管理が要求される事業について、市が支援する仕組みを検討します。

日常的な維持管理作業の範疇を超えた高木の枝の伐採や、遊具の法定点検などに対する支援のあり方について検討します。

④施設の新設、廃止・撤去に関する支援

パークマネジメントの仕組みにおいて新規の公園設備（遊具、看板、トイレ等）の新設は行いません。新規整備は、下呂市コミュニティ施設等整備事業補助金等の仕組みを活用するものとします。

また、地域公園としての役割を終え、地域で廃止・撤去等の合意が得られた施設について、遊具、休憩施設、看板、トイレ等の施設の撤去を市がどのように支援できるか検討します。

特に遊具の管理・撤去に関しては、自治会アンケートや活動団体への聞き取りにおいて、ボランティアによる維持・管理の限界を考慮し、専門的な遊具点検費や将来の撤去費用への市への直接支援を求める声があります。「最終的に役割を終えた公園をどう仕舞うか」を含めた支援策を検討する必要があります。

【下呂市コミュニティ施設等整備事業補助金】

地域コミュニティ活動を促進し、地域社会の健全な発展を図るため、自治会が実施する体育施設整備及び子供遊園施設整備に伴う補助を行うもの。

子供遊園施設：補助率 1/2（上限 50 万円）、自治会が設置し、管理する滑り台又はブランコ等の遊具の整備で、本工事費（整地工事、遊具の購入及び設置費等）、修繕費に活用できるもの。

参考：千葉市のパークマネジメント制度

千葉市では、地域住民が公園の清掃などの「管理」だけではなく、さらに一歩踏み込んだ「運営」を担いながら、「地域のニーズを踏まえた使い方ができる公園」として、「住民同士の交流や防災活動など地域生活に密着した空間」として活用することを目的に、市とパークマネジメントで連携する地域団体を募集しています。

地域団体が公園の清掃や手の届く範囲で樹木剪定を行い、自分たちで公園のルールを決めて、マルシェやバーベキューなどのイベントを運営します。また、千葉市は、高木の選定や施設の修繕など、地域では対応できない管理を実施します。

①地域での話し合い

- ・地域の団体・自治会等と千葉市が公園の将来像を話し合っ決めて。
 - 1) 地域活動の場として公園を利用する際の公園のあるべき姿やイメージ。
 - 2) 公園の整備・管理・運営に関する具体的な内容、地域と市の役割分担。

②公園整備・管理・運営に関する協定

- ・話し合いの内容を市が地域公園管理運営計画としてまとめ、団体・自治会等と千葉市が公園整備・管理・運営に関する協定書を締結する。

③公園の管理・運営について

- ・千葉市が所有する公園を地域主体で管理・運営する場合は、計画と協定に基づいて実施し、千葉市は団体・自治会等に公園面積に応じた報償費（謝礼金・清掃用具代等）を支給する。
 - ※清掃協力作業の実績（実施回数）により、報償金の交付金額を減額する場合がある。
- ・高木の選定、施設の修繕、法令の手続き、違法行為の取り締まり等の地域で対応が困難な管理については千葉市が実施する。

④公園の管理・運営に関する意見交換と見直し

- ・千葉市と団体・自治会等は年 2 回程度意見交換を行い、活動内容や役割分担の見直しを行う。

3-7. パークマネジメントへの市民参画を促進するためのインセンティブ

(1) 地域住民主体の公園管理の課題

地域公園の維持管理は、放っておくと「一部の熱心な人だけが苦勞する」状態になりがちです。

特に、自治会等が地域公園の維持管理作業を行っている地域では、高齢の役員が中心で若い世代の参加が少ない、活動がマンネリ化して公園を活用する新しい発想が生まれず、そうした結果、草刈り作業などの維持管理が面倒で負担感の多いものになっているのが課題です。

また、若い世代が中心になって、子育てのために地域公園を活用して活動したい場合などは、自治会に働きかける際の心理的な負担の大きさも課題になります。

地域住民が「自分も関わりたい、関わる方が得だ」と感じるためのインセンティブの設計もパークマネジメントには必要です。

(2) パークマネジメントに関わりたくなるインセンティブ

市によるパークマネジメントの支援は、地域公園に関わることの「楽しさ」と「安心感」のバランスを整えることが大切です。

インセンティブ	具体的な行政支援
楽しさ(わくわく)	イベントへの助成、DIYによる造作等の許可
実利(お得感)	参加者へのポイントの付与、清掃のためのゴミ袋・シール等の支給
学び(成長)	職員によるワークショップ等への伴走支援、専門知識の提供
安心(セーフティ)	活動に対する社会的承認、苦情対応などのバックアップ、保険対応など

① 社会的・心理的なインセンティブ(承認と誇り)

市と地域公園に関わる地域住民主体の団体等が管理協定を結ぶことにより、パークマネジメントを「地域を支える活動」として公認することで、地域住民が自治会に対して自らの活動を認めてもらいやすくなります。また、市は、パークマネジメントの活動を広報等により幅広く市民に周知します。

② 経済的・実利的なインセンティブ

地域公園の維持管理や運営への直接的な支援のほかに、パークマネジメントに関わる地域住民に対して生活の利便性を高める支援を行うことで、より多くの参加を促します。

1) 地域公園の維持管理やイベント運営者へのポイント付与

パークマネジメントの活動実績に応じて、企画・運営に関わる団体メンバーに下呂市内で使える地域ポイントを付与します。これは「労働の対価」というより、「地域の役に立った証」として機能します。

2) 地域公園の清掃作業やイベント等の参加者へのポイント付与

地域公園で行われる清掃等の維持管理活動、地域公園で開かれるイベント等への参加、または地域公園に出かけて健康づくりの運動等を行った場合に、参加者個人に対してポイントを付与します。これにより、地域公園での活動に参加しようという機運を盛り上げます。ポイントは、若者から高齢者まで幅広い世代が使いやすいものを検討し、デジタル版とアナログ版の両方を用意するなど、世代に応じて使い勝手のよいポイント制度の導入を検討します。

参考:J-Coin Payを利用した下呂デジポイント

下呂市では、デジタル通知サービスの普及を目的として、令和5年度にみずほ銀行が提供するスマホ決済サービス（J-Coin Pay）を「下呂デジポイント」として付与するキャンペーンを行いました。

参考:下呂市公園整備計画 バランス期 第2ステージ多様な活用編

4-3. 公園に人が集まる仕掛けをつくる

【健康ポイント等による公園活性化の仕掛けづくり】

幅広い世代の市民に公園の活用を促進するために、スポーツやウォーキング、ランニング等による健康づくりのために公園を利用する方には、スマートフォン等で市の「健康ポイント」を付与するなど、公園に集まるための仕掛けをつくります。

同ポイントは、公園で開催される各種イベント等への参加に対しても付与することで、公園を活用して市民のコミュニティ参加を促進する仕掛けとしても機能します。

4-4. 公園で快適にすごせる環境をつくる

【公園サポーターの活用】

公園の設置者である下呂市、公園を管理する指定管理者等の事業者とともに、公園利用者の市民や地域団体等が市民有志の公園サポーター「仕掛け人」として公園運営や管理に関わる仕組みをつくり、下呂市はボランティアの活動をサポートしていきます。

公園サポーターの活動に対しては、前述の「健康ポイント」等の付与を行うなど、市民による公園の管理運営への積極的な参加を促します。

③「自分たちの空間(プライベート)」を認めるインセンティブ

「地域公園に行けば、家ではできない楽しいことができる」という楽しさを創出するために、パークマネジメントに関わる地域住民主体の団体には、市有公園であっても園内にイベント用のバーベキューコーナーやピザ窯を設けたり、手作りのベンチや看板等を製作したりする等の自由な活動を認めることを検討します。

④リスクと心理的負担の軽減(ネガティブインセンティブの解消)

「やりたいけど面倒なことがおきそう」といった不安を取り除くため、パークマネジメントの企画段階から市が地域住民のワークショップに参加するなど、伴走支援を行います。

また、いきなりパークマネジメントに関する協定を締結するのではなく、年1回だけお試しいイベントを開催してみる、といった超低空飛行での参加を市が推奨・広報します。

3-8. 地域公園に対するパークマネジメントの実施に向けて

本整備計画における地域公園に対するパークマネジメントの実施については、令和7年度まで計4期にわたり協議を行ってきた下呂市公園緑地整備検討協議会の議論を踏まえ、令和8年度に制度設計や要綱等の整備を行うものとします。

3-9. パークマネジメント編についての協議の過程

【第4期協議会】

○第1回協議会 期日:令和7年12月9日

- ・第3ステージ「パークマネジメント編」の協議について
- ・市内各地域での事例紹介
- ・次回の協議会までに地域でまとめる課題について

○第2回協議会 期日:令和8年1月14日

- ・第3ステージ「パークマネジメント編」の協議について
- ・地域公園の整備・維持管理と運営の課題について
- ・維持管理に対する支援制度について
- ・公園に関わる市民へのインセンティブ制度について

○第3回協議会 期日:令和8年2月20日

- ・第3ステージ「パークマネジメント編」の計画素案について

○第4回協議会 期日:令和8年3月(書面開催)

- ・第3ステージ「パークマネジメント編」の計画策定について

3-10. 資料: 下呂市内の公園一覧(令和3年度調査)

番号	地域	公園名称	管理者	公園遊具		公園の 管理状況
				有無	安全管理	
1	小坂	旧湯屋小学校広場	市	あり	B	B
2		嶽見パーク	市	あり	不明	B
3		烏帽子岩公園	市	なし	—	A
4		カヌー公園	市	なし	—	A
5		落合中川原公園	自治会	なし	—	A
6		鬼退治地藏公園	市(委託)	なし	—	A
7		大洞和やか広場	自治会	なし	—	A
8		シャラの森	市(委託)	なし	—	A
9		南飛騨一の鳥居公園	市(委託)	なし	—	A
10		がんだて公園	市(委託)	なし	—	A
11		きこり公園	市(委託)	なし	—	A
12		大島辻公園	市(自治会)	なし	—	A
13		無数原市営団地公園	市	あり	—	A
14		無数原ふれあい広場	自治会	あり	C	B
15		岩崎公園	自治会	あり	B	A
16	萩原	飛騨川公園	市(指定管理)	あり	A	A
17		HOPE 尾崎団地公園	市	あり	B	B
18		あさんず団地公園	市	あり	B	C
19		尾崎の広場	不明	なし	—	A
20		下り川公園	不明	なし	—	B
21		古関檜尾公民館前グラウンド	自治会	あり	B	B
22		跡津区広場	自治会	なし	—	B
23		萩下区公園	自治会	あり	不明	B
24		善応寺ふれあい公園	自治会	あり	不明	B
25		白山公園	自治会	あり	B	B
26		薬師平農村公園	自治会	あり	B	B
27		総合庁舎前グラウンド	県	なし	—	A
28		中呂広場	自治会	あり	B	A
29		花池団地公園	市	あり	B	A
30		松ヶ瀬公園	自治会	あり	A	A
31		若宮広場	自治会	なし	—	A
32		桜洞区民広場	自治会	なし	—	A
33		かしなら団地	市	あり	A	A
34		下上呂ちびっこ広場	自治会	あり	A	A
35		上上呂ちびっこ広場	自治会	なし	—	A

番号	地域	公園名称	管理者	公園遊具		公園の 管理状況
				有無	安全管理	
36	萩原	上村団地公園	市	あり	A	A
37		コミュニティ公園	不明	なし	—	B
38		南飛騨四季の家向かいの広場	市(自治会)	あり	C	B
39		憩いの広場	市	なし	—	B
40		カジャ集会所公園	自治会	あり	B	B
41		旧山之口保育園跡地	市(自治会)	あり	不明	B
42		上之田グラウンド	不明	なし	—	B
43		位山自然の家グラウンド	市	なし	—	B
44		黍生グラウンド	不明	なし	—	B
45		中村グラウンド	不明	なし	—	B
46		萩原駅裏教員アパート前公園	自治会	なし	—	B
47		下呂	竹原浄化センター横の公園	不明	あり	B
48	宮地ちびっこ広場		自治会	あり	A	A
49	下呂東部農村公園		不明	なし	—	B
50	少ヶ野団地公園		市	あり	A	B
51	湯けむりの森		市	なし	—	A
52	船渡ふれあい公園		自治会	あり	B	C
53	道添住宅公園		市	あり	A	A
54	塚田住宅公園		市	あり	A	A
55	ふれ愛ひろば		不明	なし	—	B
56	森住宅公園		市	あり	A	A
57	東上田子ども広場		自治会	なし	—	B
58	わいわい広場		自治会	なし	—	A
59	白草公園		自治会	あり	A	A
60	愛宕団地公園		市	あり	A	A
61	しらさぎ緑地公園		市	なし	—	A
62	雨情公園		市	あり	B	B
63	峰一合遺跡公園		市	あり	B	A
64	保井戸八幡神社社務所		その他	あり	不明	A
65	火打愛宕神社		自治会	あり	C	A
66	中原公民館横の公園		自治会	あり	B	A
67	焼石白山神社		その他	あり	B	A
68	瀬戸公園		自治会	あり	A	A
69	和佐白山神社グラウンド		自治会	あり	不明	B
70	大淵グラウンド		自治会	なし	—	B
71	城平見晴台	市	なし	—	B	

番号	地域	公園名称	管理者	公園遊具		公園の 管理状況
				有無	安全管理	
72	金山	菅田須波神社境内	自治会	あり	A	A
73		金山ふれあいパーク	市	あり	A	C
74		中宮団地公園	市	あり	A	A
75		やまびこ広場	自治会	あり	B	B
76		田島公民館前公園	自治会	あり	B	B
77		中切公園	自治会	あり	B	B
78		八坂公民館前公園	自治会	あり	A	A
79		馬瀬	わかあゆ子育て保育ステーション	市(委託)	あり	A
80	清流ふれあい会館		市	なし	—	A
81	神原ふれあいの公園		市	なし	—	C
82	井谷公民館		自治会	あり	C	A
83	西村区広場		自治会	あり	B	A
84	水辺の館		市(指定管理)	なし	—	A
85	黒石健康広場		自治会	なし	—	B

A（使用可）：定期的に管理されている様子がある。

B（使用可）：管理されている様子はないが使用できる。

C（使用不可）：壊れている、危険。

【公園の管理状況】

A（優良）：定期的に管理されている様子がある。

B（良）：1年に1回は管理されている様子がある。

C（不良）：しばらく管理されている様子がない。

※所在地区の並びなどは順不同。

※遊具の有無及び管理状況は令和3年度の調査時点のもの。

※市職員が目視と聞き取りにより調査した。名称が確認できない公園は、付近の施設名をつけている。

第4章 下呂市公園整備計画(第1ステージ～第3ステージ)のまとめ

4-1. 拠点公園の整備

本整備計画の対象は、下呂市を北部・中部・南部に区分して設置する拠点公園とし、子育て支援のための遊具整備、幅広い世代による多様な活用の方法、熱中症防止対策を講じるものとします。

拠点公園の名称	令和7年度までの整備済み事業	令和8年度以降に整備する施設
飛騨川公園(北部)	インクルーシブ遊具(令和5年度)	水遊び場(水景)整備
下呂地域の公園(中部)	—	全天候型屋内公園(場所未定)整備
金山ふれあいパーク(南部)	ミスト付き遊具(令和7年度)	公園内広場の第2期整備(内容未定)

4-2. 拠点公園の管理

本整備計画の策定にあたり、下呂市庁内で公園担当部局がばらばらであり、それらの公園の統一的な利用ルールが確定していませんでした。また、現状では公園の運営計画に基づく予算配分がされていないため、公園の遊具や設備等の修繕・更新が場当たりのだという課題があります。

これらについては、今後、公園整備の次の段階として、施設の廃止の検討を含め、公園ごとの長期的な管理運営計画が必要になってきます。

4-3. 地域公園の管理

地域公園の維持管理及び運営は、地域住民が主体となってパークマネジメントを計画・実施する地域の団体・自治会等を市が支援する方向で、制度設計や要綱整備などを検討します。

パークマネジメントを実施しない地域公園は、市の支援を行わず、廃止の検討対象とします。

4-4. これからの公園の活用にあたって

公園の活用、管理運営への地域住民の参画を促進するために、地域ポイントを活用します。例えば、Jコインポイントを活用した「スポーツ公園ポイント」などのインセンティブを設けることを検討します。地域ポイントの活用にあたっては、高齢者にとって使いやすい仕組みについて検討します。

また、人が自然に集まってくるような、魅力があり楽しい公園にするために、キッチンカー出店やマルシェ、イベントの開催がスムーズに実施できるように収益事業のノウハウをまとめ、収益の一部が公園管理に活用できる仕組みをつくります。

令和7年度 公園緑地整備検討協議会委員（第3ステージ 地域期 パークマネジメント編）

	区分	所属・役職等	検討委員氏名	
1	(1)子育て支援 団体の推薦の あったもの	NPO 法人サン・はぎわら(R5継続委員)	内木 孝之	
2		NPO 法人みらいろ(R4継続委員)	熊崎 うらら	会長
3	(2)スポーツ団 体関係者	下呂市スポーツ協会(R5継続委員)	中切 幹男	副会長
4	(3)保育施設保 護者関係者	白草公園推進委員 次期会長	曾我 康太	
5		金山ふれあいパーク事業関係者(R4委員)	進藤 みく	
6	(4)小学校保護 者関係者	白草公園推進委員 会長	進藤 光陸	
7	(6)市長が認め る必要と認める 者	金山ふれあいパーク事業関係者(R4継続委員)	金森 亜紀	
8		小坂地区(推薦)(R5継続委員)	山中 一将	
9		馬瀬地区(推薦)(R5継続委員)	藤本 星矢	

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



11 SUSTAINABLE CITIES AND COMMUNITIES



下呂市公園整備計画(地域期) ～第3ステージ パークマネジメント編～

令和8年3月
下呂市 まちづくり推進部 まちづくり推進課